

前期監査の結果に基づく措置等の状況通知<前期監査報告書（令和4年9月30日）>

「処理」の実施状況

【A：実施済又は決定済】	基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの	6件
【C：実施しないことを決定済】	基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの	2件
【D：実施することができない】	基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの	7件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A：実施済又は決定済】	基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの	15件
【B：検討中】	基準日において「再発防止策」又は「改善策」を実施すること（又は実施しないこと）を検討しているもの	0件

○部局監査

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	産業部	農地整備課	補助金等交付事務	豊田市土地改良事業補助金（用水機維持管理事業）	【指摘】 補助対象経費を追加する場合は、補助金等適正化委員会による審査を経た上、補助要綱の改正を副部長が決定することとされているが、当該補助事業において「通信費」の補助対象経費への追加を課長が決定し、補助金を交付していた。	2 頁	1	A：実施済 又は決定済	要綱改正について再度合議に行政改革推進課を追加し令和3年5月25日起案として副部長決定で決裁。 補助金等適正委員会は昨年度のため付議はしないが、概要書／自己評価書は作成し提出。	A：実施済 又は決定済	愛知県のと要綱改正の際には、直ちに市の要綱改正等が必要か課内打合せをし決定することを決めた。 補助要綱の改正等が必要であった際には、行政改革推進課に協議確認することを職員に周知した。	令和4年10月11日
2	産業部	農業振興課	補助金等交付事務	豊田市畜産振興対策事業補助金（酪農ヘルパー円滑化事業）	【意見】 交付申請書兼実績報告書に添付された支出の内訳において、燃料費（ガソリン代）が毎月定額計上されており、12か月分の全額が補助対象経費とされていた。 補助対象経費の算出は実際に要した費用とすべきであり、走行距離に応じたガソリン代とする等、実際に要した費用が計上されるよう算出方法を検討し、補助事業者を指導されたい。	2 頁	2	C：実施しないことを決定済	令和3年度事業については完了しており、燃料費の算出方法の変更や指導等は実施しないことを令和4年6月30日に決定済	A：実施済 又は決定済	令和5年1月1日から、実際に要した経費を明示できないものは対象外（領収書等により明示できるものは対象）とした。	令和6年1月31日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
3	上下水道局	総務課	委託業務	ペットボトル水製造業務委託	【指摘】 監督員の変更の任命において、監督員が年度途中で変更となった場合も新たな任命が必要であり、当初の任命の決定区分に従って課長決定で任命すべきところ、副課長決定で監督員の変更を決定していた。	2 頁	3	A：実施済 又は決定済	正しい決定区分に従い、令和4年6月28日に任命を行った。	A：実施済 又は決定済	委託業務と工事とでは、監督員任命の金額基準が異なることを朝礼及びメールで課内に周知した。 また、年度当初及び「変更」の発生が多くなる年度の後半を迎える時期を捉え、半期に一度課内周知を行うこととした。 再発防止策については、委託業務に関し設計金額等の各金額を入力することで、簡便に決定区分が確認できる「決定者確認ツール（Excel）」を作成した。起案者、検討者又は決定者は、委託業務の事務執行時には、これを必ず使用して確認するとともに、各決定区分を職務権限規程等でも再確認することとした。	令和4年10月11日
4	上下水道局	総務課	委託業務	ペットボトル水製造業務委託	【指摘】 豊田市上下水道局職務権限規程別表第1において、1,000万円超の設計の決定者は副局長と定められているが、当該委託に係る積算金額は変更によって1,000万円超となったにもかかわらず、課長が決定していた。	3 頁	4	A：実施済 又は決定済	令和4年6月28日に適正な決定区分で改めて決定を行った。	A：実施済 又は決定済	設計の決定区分は、その時点（変更後）の金額により決定が必要であり、変更契約の際には注意が必要であることを課内に周知した。 また、年度当初及び「変更」の発生が多くなる年度の後半を迎える時期を捉え、半期に一度課内周知を行うこととした。 再発防止策については、委託業務に関し設計金額等の各金額を入力することで、簡便に決定区分が確認できる「決定者確認ツール（Excel）」を作成した。起案者、検討者又は決定者は、委託業務の事務執行時には、これを必ず使用して確認するとともに、各決定区分を職務権限規程等でも再確認することとした。	令和4年10月11日
5	教育部	学校づくり推進課	委託業務	豊田市立学校産業廃棄物処理業務委託	【指摘】 豊田市職務権限規程別表第1において、3,000万円超の設計の決定者は部長と定められているが、当該委託に係る積算金額は変更によって3,000万円超となったにもかかわらず、副部長が決定していた。 また、その他業務委託変更事務取扱要領別表において、増額が当初契約金額の20%を超え、かつ、設計金額が3,000万円超の変更協議書の決定者は部長と定められているが、副部長が決定していた。	3 頁	5	D：実施することができない	変更契約を締結し、既に完了していることから、当該指摘事項を遡及的に是正することが不可能であるため。	A：実施済 又は決定済	令和4年6月30日課内研修を実施し、部局監査発見事項を共有。変更契約の際の注意事項を確認し、以下のルールで運用することを周知した。 ・積算書の作成は、積算金額に応じて決定区分が自動的に表示されるエクセルデータを使用する。決定区分合議早見表を全員に配布し、必要書類の決定区分を担当者が確認するとともに、決裁に添付し決裁者も確認する。 ・変更協議書については、書面に設計金額が記載されないため、決裁の際に設計金額を確認する書類として積算書を添付する。	令和4年10月11日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
6	農業委員会事務局	農業委員会事務局	委託業務	会議録作成業務委託	【指摘】 委託単価契約事務の手引において、契約書に添付される積算書には金額を記載しないこととされているが、記載されていた。	3 頁	6	D：実施することができない	当該案件は、令和3年度の契約で、既に委託契約が終了していることから、差し替えを行えない。	A：実施済又は決定済	令和4年7月1日から、全業務委託案件について、起案者、検討者及び決定者に限らず、局長、副主幹も含め、局内で作成したチェックリストを使って、確認することとした。 併せて、確認者は、必ず、決裁書類に確認した証（鉛筆で「レ」）を必ず入れることとし、確認の見える化を図ることとした。	令和4年10月11日
7	産業部	農業振興課	委託業務	豊田市農ライフ創生センター旭研修所施設管理、ほ場管理及び研修業務委託	【意見】 仕様書において、委託する研修業務の内容が明記されていなかった。 契約相手に業務内容が正確に伝わるよう、仕様書に明記するよう改善されたい。	3 頁	7	C：実施しないことを決定済	当該委託案件は検査合格し、すでに完了していることから、仕様書の内容を変更しないことを令和4年6月30日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和5年4月1日（令和5年度分）から、委託契約仕様書に次の項目を記載することとした。 ・事前準備として、研修内容について甲乙が事前に協議する。 ・研修実施計画書を作成し、承諾を受ける。 ・3か月単位で研修日程表を作成し、提出する。	令和6年1月31日
8	産業部	農地整備課	委託業務	上郷柳川瀬・千石排水機場塵芥処理業務委託	【指摘】 仕様書の委託料の支払い等に関わる特記事項において、「収集運搬業者と処分業者が異なる場合は、廃棄物処理法に基づく処分業務委託契約書の中に、「処分費用は、収集運搬業者である乙（処理業者の具体名を記入）が支払うこととする。」との一文を入れることとする。」とされているが、産業廃棄物処分委託基本契約書に記載されていなかった。	4 頁	8	D：実施することができない	昨年度委託で、委託が完了しているため契約条項追加等が不可能なため処理は出来ません。	A：実施済又は決定済	本年度発注の標準仕様書に特記事項3「産業廃棄物処分委託基本契約書」及び「産業廃棄物収集・運搬委託基本契約書」は豊田市ウェブサイトから最新版をダウンロードして使用すること。」を追記した。業者及び担当者で様式のチェック体制を築いた。	令和4年10月11日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
9	教育部	保健給食課	委託業務	足助給食センター廃水処理施設汚泥処理業務委託ほか1件	【指摘】 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例第11条第1項及び第2項において、排出事業者に義務付けられている産業廃棄物処理委託先の処理能力の確認（実地調査）が一部行われていなかった。	4 頁	9	D：実施することができない	委託業務が完了しているため実施することができない。	A：実施済又は決定済	次回以降の契約においては、仕様書に積替え又は保管をしないことを明記して、実地調査を確実に実施する。 なお、仕様書を修正しても対応可能な業者が存在することは確認済み。令和4年度については、11月に実地調査を実施する。	令和4年10月11日
10	産業部	森林課	委託業務	公共施設浄化槽維持管理委託	【指摘】 浄化槽維持管理仕様書において、「実施に当たっては、豊田市が浄化槽維持管理簿を作成及び保有し、実施の都度、実施年月日及び管理内容を記し、実施確認の確認印を押印するものとする。」とされているが、作成されていた浄化槽維持管理簿は、管理内容の記載や実施確認の確認印の押印がないなど不備があった。	4 頁	10	A：実施済又は決定済	確認印漏れ箇所への押印	A：実施済又は決定済	指摘事項について課員へ周知及び業務引継ぎ書に本件を追記をした。 また、今年度から当該委託業務を建築予防保全課へ移管したため、建築予防保全課に本件を引継いだ。 共通仕様書の内容と現場とのかい離の問題点について契約課に伝え、仕様書及び運用の見直しを依頼した。	令和4年10月11日
11	産業部	農政企画課	委託業務	ジビエ普及啓発推進事業業務委託	【指摘】 個人情報を取り扱う事務の委託基準において、当該基準の対象となる業務の委託には個人情報の取扱いに関する特記を添付することとされているが、委託期間中に個人情報を取り扱うこととなったにもかかわらず、個人情報の取扱いに関する手続がされていない。	4 頁	11	D：実施することができない	令和4年3月31日をもって委託事業が完了しているため、個人情報の取扱いに関する手続ができないことを、令和4年6月22日に課内で確認し決定した。	A：実施済又は決定済	参加者を募集する内容が含まれる委託事業については個人情報の特記を必ずつけることとし、令和4年度の委託事業については個人情報の取扱いに関する特記を付け、令和4年4月6日に契約した。	令和4年10月11日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
12	上下水道局	下水道施設課	委託業務	高岡中部浄化センター流量調整槽清掃業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、変更協議書は契約相手側の業務担当責任者が記名及び押印することとされているが、業務担当責任者でない者（技術者）が記名及び押印したものを受理していた。	5 頁	12	A：実施済 又は決定済	令和4年6月21日に業務担当責任者名と押印を修正した。	A：実施済 又は決定済	令和4年7月20日から変更協議書作成時には、業務担当責任者を契約図書で確認することを徹底するとともに、決裁時には契約図書を添付し、記載事項が正確であるかの確認を徹底する。	令和4年10月11日
13	産業部	農政企画課	委託業務	豊田市公設地方卸売市場業務委託	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第49条において、収納の事務を委託したときは会計管理者へ通知し、その旨を告示しなければならないとされているが、されていなかった。	5 頁	13	D：実施することができない	過年度の手続きであるため。	A：実施済 又は決定済	徴収事務委託の諸手続について、担当内で研修を実施するとともに、委託業者にも周知し、漏れないようにした。 また、再発防止のために当該業務委託の決定書等の綴りの最前面に、徴収事務委託に係る手続一覧を添付し、決裁時におけるチェック体制を強化した。あわせて、課のスケジュールにも入力するなど、見える化を行った。	令和4年10月11日
14	産業部	農地整備課	その他	手数料徴収事務	【指摘】 手数料を徴収する事務のため釣銭用現金を保管していたが、会計管理者から貸出しを受けたものではなく、個人の現金を釣銭用に使用・保管していた。	5 頁	14	A：実施済 又は決定済	令和4年7月11日に、会計管理者より、釣銭用等現金2万円の貸出しを受け使用・保管している。	A：実施済 又は決定済	令和4年7月11日より公金貸出を受け、日々保管する釣銭の枚数を、担当者と責任者で確認し釣銭用保管現金報告書で管理しており、1か月毎に所属長決定を受け会計課に報告している。保管場所は、鍵の掛かる場所に保管している。	令和4年10月11日

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
15	産業部	商業観光課	その他	とよた宿割利用申請フォーム入力業務委託	【指摘】 豊田市公印規則第4条において、公印使用者は決定書等を管理者へ提示し、管理者から公印の使用承認を受けてから使用することとされているが、決定を受ける前に公印が使用されていた。	5 頁	15	D：実施することができない	すでに決裁済みのため実施できないことを令和4年6月29日に確認した。	A：実施済又は決定済	令和4年6月30日以降、当該決裁の決定を受けてから公印使用申請書を担当長以上へ申請することを徹底するとともに、公印使用申請書に担当長以上の職員が押印するときに決裁文書も目視し、決定がされていることを確認している。	令和4年10月11日